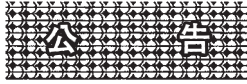


長野県飯田建設事務所長 細川 容 宏

- 1 路 線 名 松川インター大鹿線
- 2 供用を開始する区間
上伊那郡中川村葛島1598番の1地先から
上伊那郡中川村葛島6682番の6地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和2年12月1日

道路管理課



公告

県営高峯地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

令和2年11月30日

長野県知事 阿部 守 一

- 1 土地改良事業の名称
県営農村地域防災減災事業
- 2 工事着手年月日
平成26年9月8日
- 3 工事完了年月日
令和2年11月4日

農地整備課

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分を次のとおり行いました。

令和2年11月30日

長野県知事 阿部 守 一

- 1 処分をした年月日
令和2年11月30日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
有限会社北條電工
上田市諏訪形686番地4
北條 昭 政
- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲
建設業に係る営業の全部
 - (2) 期間
令和2年12月14日から令和2年12月18日までの5日間
- 4 処分の原因となった事実
有限会社北條電工は、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を有していないにもかかわらず、同項に違反して、同項ただし書に規定する軽微な建設工事に該当しない建設工事を繰り返し請け負った。
このことは、建設業法第28条第2項第2号に該当する。

建設政策課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和2年11月30日

長野県上田建設事務所長 蓬田 陽

- 1 許可番号
令和2年11月6日 長野県上田建設事務所指令2上建第28-8号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
東御市御牧原字四ツ京塚723-1、723-4、723-5、723-6、723-7、723-8、723-9
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
佐久市望月99-3
佐久ライフサービス 朝倉 正 治

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和2年11月30日

長野県大町建設事務所長 木下 昌 明

- 1 許可番号
令和2年8月4日 長野県大町建設事務所指令2大建第31-3号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北安曇郡白馬村大字北城字ワタノ4769、4770、4771、4773-1、4774-1、4775-2、4775-9、26922-1の内
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都港区元赤坂1-1-7
合同会社BKPIInternational
代表社員 一般社団法人EastAsiaResorts
職務執行者 野坂 照 光
北安曇郡白馬村大字北城6330-3
さくら不動産株式会社 代表取締役 橋本 旅 人

都市・まちづくり課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

令和2年11月30日

長野県公安委員会

- 1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
初心者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（現に同号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を除く。）

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
令和3年 1月21日 (木)	午前10時 から 午後6時 まで	上田会場	上田市材木町一丁目2 番3号 上田市中央公民館	30名
新型コロナウイルス感染防止のため会場又は定員が変更となる場合があります。				

3 講習科目、時間数及び考査方法

講習科目	時間数	考査方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後、 正誤式による考査を行います。 (所要時間60分)
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和2年12月29日から令和3年1月3日までの日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料6,900円は、長野県収入証紙（申込書に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

- 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。
- 新型コロナウイルス感染防止のため中止となる場合があります。

生活安全企画課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

令和2年11月30日

長野県公安委員会

生活安全企画課

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃若しくは空気銃の所持の許可を受けようとするもの（現に同号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者に限る。）又は同法第7条の3第2項の規定による許可の更新を受けようとするもの

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
令和3年 1月14日 (木)	午後1時 から 午後4時 まで	佐久会場	佐久市跡部65番地1 佐久合同庁舎	45名
新型コロナウイルス感染防止のため会場又は定員が変更となる場合があります。				

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和2年12月29日から令和3年1月3日までの日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

- 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。
- 新型コロナウイルス感染防止のため中止となる場合があります。